

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人昭和
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 広島県広島市安佐南区上安二丁目15番27号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成23年8月26日
- (4) 設立登記年月日 平成23年9月8日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	原田 昭	原田整形外科病院管理者
理事		
同		
監事		

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	原田整形外科病院	広島県広島市安佐南区上安二丁目15番27号	一般 30床 地域包括 21床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年5月27日 第11期計算書類及び附属明細書承認

令和5年3月24日 第13期事業計画承認

” 役員報酬改定承認

” 借入金残高の最高限度額決定承認

注) 以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人 昭和
 所在地 広島市安佐南区上安二丁目15番27号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和5年 3月31日現在)

1. 資 産 額 542,541 千円
 2. 負 債 額 403,260 千円
 3. 純 資 産 額 139,281 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	170,342
B 固 定 資 産	372,198
C 資 産 合 計 (A+B)	542,541
D 負 債 合 計	403,260
E 純 資 産 (C-D)	139,281

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 昭和

※医療法人整理番号

所在地 広島市安佐南区上安2-15-27

貸 借 対 照 表

(令和5年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	170,342	I 流動負債	80,452
現金及び預金	67,430	買掛金	23,272
事業未収金	100,234	短期借入金	40,148
たな卸資産	2,465	未払金	0
前払費用	833	未払法人税等	2,939
その他の流動資産	△ 620	未払消費税等	993
II 固定資産	372,198	預り金	3,901
1 有形固定資産	368,607	賞与引当金	9,200
建物	124,879	II 固定負債	322,807
構築物	545	長期借入金	322,807
医療用器械備品	6,860	負債合計	403,260
その他の器械備品	323	純資産の部	
車両及び船舶	0	科 目	金 額
土地	236,000	I 基金	30,126
2 無形固定資産	333	II 積立金	109,155
ソフトウェア	333	繰越利益積立金	109,155
3 その他の資産	3,258	純資産合計	139,281
長期前払費用	2,430	負債・純資産合計	542,541
その他の固定資産	828		
資産合計	542,541		

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 昭和
 所在地 広島市安佐南区上安二丁目15番27号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		666,110
2 事業費用		
(1)事業費	624,127	624,127
本来業務事業利益		41,983
事業利益		41,983
II 事業外収益		
受取利息	1	
その他の事業外収益	3,245	3,246
III 事業外費用		
支払利息	4,689	
その他の事業外費用	0	4,689
経常利益		40,541
税引前当期純利益		40,541
法人税・住民税及び事業税	10,651	10,651
当期純利益		29,889

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 5

法人名 医療法人 昭和
 所在地 広島市安佐南区上安2-15-27

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当する取引はありません。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当する取引はありません。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 昭和
理事長 原田 昭 殿

私は、医療法人昭和の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以 上

令和5年5月15日

医療法人 昭和

監事